

令和 8 年度おおい町会計年度任用職員（地域おこし協力隊員） 採用候補者試験公告

令和 8 年度おおい町会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

おおい町長 中 塚 寛

1. 会計年度任用職員とは

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき任用される非常勤職員です。

採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規定（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

2. 試験区分、募集人員

試験区分	募集人員
地域おこし協力隊員	1 人

3. 職務内容

- （1）官学連携（まちづくりアイデアコンテスト等）に関する業務
- （2）まちづくり（若者まちづくり塾等）に関する業務
- （3）町の情報発信に関する業務
- （4）その他、おおい町地域おこし協力隊設置要綱第 3 条に掲げる活動

4. 受験資格

次の要件を全て満たす方とします。

- （1）申し込み時点で、3 大都市圏をはじめとする都市地域※に住民票を有しており、おおい町に住民票を異動し移住できる方

※総務省が作成している「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」における 3 大都市圏内 都市地域・指定都市、3 大都市圏外 指定都市に該当する市町村となります。ただし、総務省「地域おこし協力隊推進要綱」および「おおい町地域おこし協力隊設置要綱」の趣旨に鑑みこれに準ずるものと町長が認めた場合はこの限りではありません。

- (2) 事業について積極的に企画・提案・実行でき、また住民とコミュニケーションを図りながら意欲的に活動できる方
- (3) 普通自動車免許を有している方（ＡＴ限定可）
- (4) パソコン（メール、ワード、エクセル等）の一般的な操作ができ、かつ Instagram、X(旧 Twitter)などの SNS の活用経験がある方
- (5) 活動期間終了後もおおい町に定住し、就業・起業する意欲のある方
- (6) 国・都道府県・市町村の各種税金、国民健康保険料等の滞納がない方
- (7) 地方公務員法第 16 条に規定する以下の欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
 （地方公務員法第 16 条における欠格条項）
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
勤務時間	原則、午前 8 時 3 0 分～午後 5 時（6 0 分の休憩時間有り） なお、業務の必要から時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	週 5 日（原則、月曜日～金曜日）
休日	週休日 土曜日及び日曜日 休日 国民の祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日） 業務状況により、土曜日、日曜日及び国民の祝日が勤務日となる場合があります。
報酬	時給 1, 3 8 6 円
手当等	条例等の定めるところにより、通勤手当、期末勤勉手当（勤務時間によって支給されない場合があります。）を支給します。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 1 2 日、初年度は最大 1 0 日）を付与します。
社会保険 雇用保険	適用されます。
労災保険	公務災害補償制度が適用されます。
その他	（1）報酬等支給日は、翌月 2 1 日とします。 （2）研修受講に要する旅費、作業用消耗品費、備品購入費等の活動に必要な経費は、町から予算の範囲内で支給します。 （3）勤務時間中は、ノートパソコンを貸与します。

	(4) 居住場所は、町が家賃を50,000円まで負担します。(50,000円を超える場合の差額や、居住場所の光熱水費、通信料等は、自己負担となります。) (5) 活動中は町が所有する公用車を使用できます。
--	--

6. 選考方法

(1) 第一次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。(随時)

(2) 第二次選考

第一次選考合格者について、面接試験（主として受験者の人柄、性格を見るために個人面接）による選考を実施します。

場 所：おおい町役場（福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1）

日 時：応募書類到着後、概ね1ヵ月以内（日時は第一次選考合格者に個別に通知します）

なお、面接に要する交通費等は応募者の負担となります。

(3) 発表

最終結果は、町議会から報酬等に関する予算の承認が得られた後（令和8年3月下旬頃）、文書で通知します。

7. 受験手続

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、おおい町役場まちづくり課で交付するほか、インターネットの以下のページからダウンロードすることが可能です。

郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「地域おこし協力隊採用候補者試験申込用紙請求」と朱書き、中にはあて先を明記して140円切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。

(申込用紙公開ページ)

「おおい町まちづくり課 地域おこし協力隊の募集について」

<http://cms2.town.ohi.fukui.jp/temp/414/5/p25154.html>

(2) 申込先及び申込の方法

申込書に必要事項を記入のうえ、本人の写真（上半身脱帽、正面向、縦4cm、横3cmで申込前6か月以内に撮影したものに限る。）を所定の箇所に貼付し、住民票抄本を添えて、おおい町役場まちづくり課に提出して下さい。

〒919-2111

福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1

おおい町役場 まちづくり課

8. 受付期間

令和7年10月27日（月）から令和8年2月28日（土）までとし、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。（ただし、土日・祝日は除く。）

郵送の場合は、令和8年2月28日（土）までの消印のあるものに限りします。

なお、毎月15日および月末締めで随時選考を行います。応募期間内であっても、採用者が決定した場合は募集を終了させていただきます。

9. 個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、本町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用の手続きに必要な範囲で利用します。

10. その他

- （1）この試験は、国家公務員、教育公務員、各都道府県職員、他の市町等の職員の採用試験ではありませんから注意して下さい。
- （2）この試験に関して提出された書類は、お返しいたしません。
- （3）障がいのある人で、受験に際して会場などの配慮が必要な人は、必ず申込時に電話等で相談してください。（申込締切後に申し出された場合、対応できないことがあります。）
- （4）地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- （5）受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

11. 試験実施に関する問い合わせ

おい町役場まちづくり課 （電話 0770-77-4051（直通））